

令和8年度危険物取扱者保安講習会案内

実施機関 高知県
実施受託機関 高知県危険物安全協会

この講習会は、消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者に義務付けられた講習です。

講習は **オンライン講習** と **対面講習** があります。申請方法・受付期間が異なりますので、必ずこの案内の説明を確認のうえ、どちらかの受講方法を選択して申請してください。

※受講申請書の様式はオンライン講習・対面講習とも共通です。所定の申請書による書面での受付となります。

1 各講習の受付期間及び日程

オンライン講習 【申請書受付期間：令和8年7月16日（木）～7月24日（金）】

上記の受付期間の初日までは受付はできません。この期間の前に申請書を提出された場合は、受付期間最終日（7月24日）の受付処理となります。なお、この受付期間中は、対面講習の受付はできません。

受講種別	予定定員	オンライン受講開始日	受講期限
給油取扱所	合計 400人	講習システムへの受講者登録及びコース申込完了後、概ね2週間以内の受講承認日（メールにより通知されます） ※システムの情報等については、申請書の受付時に受講資料をお渡しします。	受講承認日から1ヶ月 ※期限内は随時受講可能です。
その他（一般）			

対面講習 【申請書受付期間：令和8年7月27日（月）～8月5日（水）】

上記の受付期間の初日までは受付はできません。この期間の前に申請書を提出された場合は、受付期間最終日（8月5日）の受付処理となります。なお、この受付期間中はオンライン講習の受付はできません。

講習会場及び受講定員	講習日	受講種別	時間
【安芸市】 安芸市消防防災センター 安芸市西浜190番地1 (各受講定員 60人)	8月14日（金）	給油取扱所	午前 9時～12時まで
		その他（一般）	午後 13時～16時まで
【四万十市】 中村地区建設協同組合会館 四万十市右山元町3-3-26 (各受講定員 50人)	8月18日（火） ※午後からの開催です	給油取扱所	午後 13時～16時まで
	8月19日（水）	給油取扱所	午前 9時～12時まで
		その他（一般）	午後 13時～16時まで
	【高知市】 高知県立人権啓発センター 高知市本町4丁目1番37号 (各受講定員 110人)	8月25日（火）	給油取扱所
その他（一般）			午後 13時～16時まで
8月26日（水）		給油取扱所	午前 9時～12時まで
		その他（一般）	午後 13時～16時まで
8月27日（木）		給油取扱所	午前 9時～12時まで
		その他（一般）	午後 13時～16時まで

(1) 受講種別について

- ア 「給油取扱所」とは、給油取扱所の施設に従事している方を対象にしています。
イ 「その他（一般）」とは、給油取扱所・コンビナート以外の施設に従事している方を対象にしています。
ウ 「給油取扱所」の方が「その他（一般）」の方が「給油取扱所」の講習を受講することはできません。

(2) 対面講習についての注意事項

- ア 概ね午前が「給油取扱所」午後が「その他」の講習ですが、8月18日は午後に「給油取扱所」の講習を行いますので、この日をご希望の方は時間を間違えないようご注意ください。
イ 定員に達した場合は、講習日が希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
ウ 台風接近等により上記日程を変更する場合は、高知県危機管理部消防政策課のホームページに対応について掲示しますので、各自で確認してください。

2 講習の対象者（危険物の規制に関する規則第58条の14関係）

危険物取扱者免状を有し、現に製造所等において危険物の取扱作業に従事している者。

受講すべき期間	継続して危険物取扱作業に従事している者	前回の講習の受講日以降における最初の4月1日から 3年以内 ※令和5年度以前（令和6年3月31日以前）に受講した者
	新たに又は再び危険物取扱作業に従事することとなった者	従事することとなった日から 1年以内 ただし、その日から過去2年以内に免状の交付又は講習を受けた者は、免状の交付日又は講習の受講日以後における最初の4月1日から3年以内

現在、危険物の取扱作業に従事していない場合は、受講の義務はありませんが、希望者は受講できます。

3 講習内容

- ① 危険物関係法令に関する事項・・・講習時間 1時間（オンライン講習は効果測定を含む）
- ② 危険物の火災予防に関する事項・・・講習時間 2時間（オンライン講習は効果測定を含む）

4 受講申請書の提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
TEL 088-823-9099 E-mail ko-kikyo@aroma.ocn.ne.jp
※受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日、祝日を除く受付期間内）

オンライン講習について【申請書受付期間：令和8年7月16日（木）～7月24日（金）】

オンライン講習とはインターネットを利用して講習システムを使用し、講習動画を視聴する講習です。各章の効果測定（確認テスト）に合格することで修了証が発行されます。

1 受講に必要な環境等 ※申請の前に必ず確認すること！

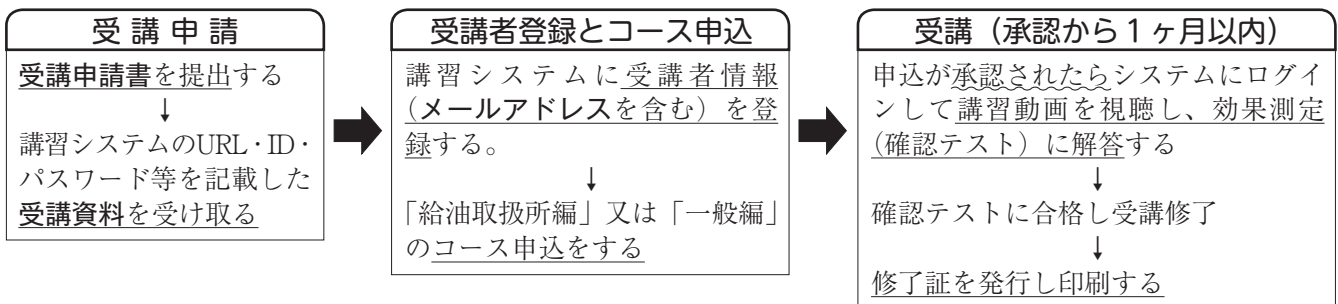
受講するには**パソコン等の機器やインターネット回線、メールアドレス等の環境が必要です**。申請の前に、必ず下記の推奨環境ページにて講習動画が視聴可能か確認してください。（高知県危機管理部消防政策課のホームページにもURLを掲示しています。）

【推奨環境ご案内ページ <https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>】

2 オンライン講習の対象者

居住地もしくは勤務地が高知県内の方で、製造所等において現に危険物の取扱作業に従事している方。

3 申請から受講修了までの流れ（詳細は、後述7のとおり「受講者マニュアル」を参照してください。）



4 申請に必要な書類等と受付手続

下記の書類等をオンライン講習の受付期間内に協会へ提出してください。

※受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日、祝日を除く）

オンライン講習の申請に必要な書類等	受講申請書	各消防本部・署又は高知県危険物安全協会（高知県危機管理部消防政策課内）で配布しています。 ※申請書の送付を希望する場合は、140円切手を貼付した返信用の定形外封筒（角形2号）を協会に送付してください。
	受講料 5,300円（高知県収入証紙）	受講申請書に高知県収入証紙を貼付してください。 （注）申請書の受付時で、高知県収入証紙の割印後は、特別な理由があると認められた場合を除き、受講料・提出書類等の返却はできません。
	☆ 郵送申請の場合 返信用封筒	受講資料と受講票を送付するために必要です。 送料分の切手を貼付した返信用封筒 を申請書に同封して送付してください。 詳細は後述5「 <u>受講資料の受け渡し方法について</u> 」を確認してください。

5 受講資料の受け渡し方法について

オンライン講習を受講するには、講習システムのURL及びIDとパスワード、登録期限等を記載した受講資料が必要です。受け渡し方法は申請書の提出方法により下記①又は②の通りです。

なお、オンライン講習のテキストはデジタル版テキスト（PDF）です。受講時にダウンロードして御利用いただけます。

① 申請書を協会に郵送する場合（郵送申請）

申請受付後に受講資料と受講票を返信用封筒で送付します。

同一事業所で複数人の申請書をまとめて送付する場合、返信用封筒は1通でかまいませんが、人数により送料と封筒の規格が変わりますので、下記を参考にして送付してください。

1～6名の申請	送付先の郵便番号・住所・氏名（ご担当者名）を記載した定形封筒（長形3号）に <u>110円切手を貼付</u> して、申請書に同封して送付してください。 ※定形外封筒を使用する場合は送料が140円になります。
7名以上の申請	送付先の郵便番号・住所・氏名（ご担当者名）を記載した定形外封筒（角形2号）に <u>180円切手を貼付</u> して、申請書に同封して送付してください。

② 申請書を協会に直接持参する場合（直接申請）

申請受付の際にお渡しします。

6 オンライン講習の申請に関する注意事項

- ・受講申請書の受講方法欄の「オンライン講習」に必ずチェックを入れてください。
- ・「給油取扱所」又は「その他（一般）」の受講種別に必ずチェックを入れてください。
- ・受講申請書は、受講票（はがき部分）と切り離さずに、必要事項をすべて記入のうえ、受講料を添えて提出してください。なお、オンライン講習は受講票（はがき）に切手の貼付は不要ですが、受講者の氏名は必ず記入して下さい。
- ・定員に余裕がある場合は、受付期間の後も一定の期間受付をしますので、電話でお問い合わせください。ただし、受入が可能でも受付は郵送申請のみの対応となります。特段の事情により直接申請を希望する場合は、予めご相談ください。

7 受講者登録と受講方法について

- (1) 登録期限までに講習システムにアクセスし、受講者登録とコース申込を済ませてください。
- (2) (1)のコース申込完了後、概ね2週間以内に当協会が申請内容を確認し、申込を承認します。承認されると、受講が可能になります。また、承認を通知するメールも自動送信されます。
- (3) 承認された日が受講開始日となります。1ヶ月以内に受講を完了し、修了証の発行を行ってください。
- (4) 登録方法や受講方法、修了証等の詳細については、高知県危機管理部消防政策課のホームページ内の保安講習のお知らせの中に「受講者マニュアル」を掲示しますので、下記URLから確認してください。

【高知県消防政策課 URL=<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010000/010301>】

対面講習について 【申請書受付期間：令和8年7月27日（月）～ 8月5日（水）】

対面講習とは、講習会場で受講する従来型の講習です。

1 申請に必要な書類等と受付手続

下記の書類等を対面講習の受付期間内に協会へ提出してください。

※受付時間 9：00～17：00（土曜日・日曜日、祝日を除く）

対面講習の申請に必要な書類等	受講申請書	各消防本部・署又は高知県危険物安全協会（高知県危機管理部消防政策課内）で配布しています。 ※申請書の送付を希望する場合は、140円切手を貼付した返信用の定形外封筒（角形2号）を協会に送付してください。
	受講料 5,300円 （高知県収入証紙）	受講申請書に高知県収入証紙を貼付してください。 （注）申請書の受付時で、高知県収入証紙の割印後は、特別な理由があると認められた場合を除き、受講料・提出書類等の返却はできません。
	☆ 郵送申請の場合 85円切手	受講申請書のはがき部分（受講票）の切手欄に <u>85円切手を貼付</u> し、申請書と切り離さずに封筒に入れて送付してください。受講票は受付後に返送しますので、住所・氏名・郵便番号を正確に記入してください。

2 対面講習の申請に関する注意事項

- ・受講申請書の受講方法欄の「対面講習」に必ずチェックを入れてください。
- ・受講申請書の「講習日」の欄には「第1希望」と「第2希望」を必ず記入してください。第1希望の日が定員に達した場合は、第2希望の日に振り替えて受付します。
- ・「給油取扱所」又は「その他（一般）」の受講種別に必ずチェックを入れてください。
- ・受講申請書は、受講票（はがき部分）と切り離さずに、必要事項をすべて記入のうえ、受講料を添えて提出してください。
- ・受講票（はがき）にも受講者の氏名・住所等を必ず記入してください。協会に直接申請書を持参する場合は、切手は不要です。郵送で申請書を提出する場合は、前述1枠内「郵送申請の場合」右欄のとおり、85円切手を貼付して申請書と切り離さずに封筒に入れて送付してください。
- ・申請到着順に受付し、定員に達した場合は締め切ります。受付期間の前に提出した場合（郵送申請で届いたものも含む）は、受付期間最終日の受付処理となります。
- ・定員に余裕がある場合は、受付期間の後も受付しますので、電話でお問い合わせください。

3 日程変更等のお知らせについて

台風接近や災害等の状況により、止むを得ず日程や会場を変更することがあります。この場合のお知らせは、**高知県危機管理部消防政策課のホームページに掲載しますので、各自で受講日前に最新の情報をご確認ください。**個別に電話での御連絡はできませんので、ご了承ください。

変更後の日程や対応についても決定次第、ホームページでお知らせをしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

★日程変更等のお知らせページはこちら★

【高知県消防政策課 URL=https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010000/010301】

4 その他の留意事項

(1) 当日持参するもの

㊦ 危険物取扱者免状 ㊩ 受講票 ㊰ 筆記用具 ※テキストは会場でお渡しします。

(2) 受講上の注意

講習の全部を誠実に受講した者には講習の修了者と認め、免状にはその旨を記入し証印します。

(3) 各講習会場及び駐車場について

高知会場には駐車場はありません。また、他の会場の駐車場についても駐車台数には限りがありますので、**各自で会場外の駐車場を確保するか、公共交通機関を御利用ください。**

会場の駐車場を利用する場合は、乗り合わせにご協力ください。周辺の道路沿いや他の敷地に駐車する迷惑行為は絶対にしないでください。駐車違反、事故等についての責任は一切負いません。

【安芸会場】8月14日(金)

安芸市消防防災センター

安芸市消防防災センター
〒784-0020
安芸市西浜190番地1

至 高知市 至 室戸市

【四万十会場】
8月18日(火)午後
～19日(水)

中村地区建設協同組合会館

中村地区建設協同組合会館
〒787-0011
四万十市右山元町
3丁目3番26号

(土佐くろしお鉄道)
中村駅より徒歩5分

【高知会場】
8月25日(火)
～27日(木)

**高知県立
人権啓発センター**

高知県立
人権啓発センター
〒780-0870
高知市本町4丁目1番37号

(路面電車)「高知城前」または
(バス)「公園通」下車徒歩3分

★駐車場はありません。自転車・バイクの駐輪も禁止です。

【問い合わせ先 及び 申請書提出先】

高知県危険物安全協会

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県危機管理部消防政策課内
TEL 088-823-9099
E-mail ko-kikyo@aroma.ocn.ne.jp